



曾根崎交通安全協会
 曾根崎自家用自動車部会
 〒530-0027
 大阪市北区堂山町1-5
 三共梅田ビル6階611号室
 TEL (06) 6315 - 8505
 FAX (06) 6315 - 8506
 制作・印刷 (株)タップハウス

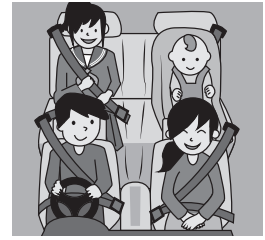
秋の全国交通安全運動

平成30年

実施期間 平成30年9月21日(金)から9月30日(日)までの間

(全国重点)

- こどもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶



飲酒運転は、車両提供や酒類提供をした人にも厳しい罰則があります

(大阪重点)

- 二輪車の交通事故防止



スローガン

- とびださない ぼくとままとの おやくそく
- 反射材 自分をアピール 防ぐ事故
- ぼく安心 チャイルドシートに 抱かれてる
- 一杯で 消える未来と 消せぬ罪
- 慌てるな 無理なすり抜け 事故のもと

秋の全国交通安全運動の主な行事

行 事 名	日 時	場 所
信号守らせ隊交差点信号無視抑止キャンペーン	9月18日(火)15:00-16:00(雨天中止)	扇町小学校
北区交通安全大会	9月21日(金)14:00-16:00	大淀コミュニティセンター
そねざき交通安全キャンペーン	9月25日(火)14:00-15:00	阪急百貨店9F祝祭広場
樋之口町自転車事故防止キャンペーン	9月26日(水)15:00-16:00(雨天中止)	樋之口町交差点
反射シール貼付キャンペーン	9月27日(木)14:00-15:00	フコク生命ビル生命の森
シートベルト着用促進キャンペーン	9月28日(金)10:00-12:00	阪急高速バス乗り場
北区二輪車交通事故防止キャンペーン	9月29日(土)14:00-16:00	南海部品(株)

飲酒、死亡ひき逃げ事故を起こした普通の会社員が、多くの方々の人生を大きく変えてしまい、同じような交通事故を起こしてはならないと警鐘を促している実体験の手記です。

3人娘の母親が一瞬のうちに命を奪われ、将来の夢を見れなかった心境を察すると、胸に熱いものを感じます。(涙をこらえずにおられません。)

交通刑務所服役者の手記

一瞬の出来事の先には

「ドーン」「バリーン」ほんの一瞬でした。私は1月中旬、昼間の現場作業を終え、その夜にある緊急工事のために家にも帰らず、会社の事務所で夕食を済ませ、夜間の緊急工事に向かいました。工事も無事に終わり、朝方の午前4時頃、会社の事務所に着きました。前の日の昼間から朝まで頑張っていたので、専務さんが「お疲れ」とつまみと350ミリリットルの缶ビール3本をくれました。

それをいただいた後、とても疲れていたため、そのまま事務所の椅子で寝てしまいました。

2時間半たった頃、目が覚め時刻は午前7時少し前でした。私はそこで家に帰れば良かったのですが、しばらく寝て疲れがとれた感じだったので、緊急工事で借りてある照明器具が4トンダンプに載せたままだったのを思い出しました。昼間に作業する人たちのために、借りてある器具をレンタル会社へ返しに向かいました。途中、小腹が空いたので親のところに寄りご飯を食べ、再びレンタル会社に向かいました。返却を済ませ会社に向かい走り始めました。

会社までは順調に行けば20分位で着く距離でした。走り出してすぐに車内が暖房で暖かくなりました。満腹感もあり、体が疲れているせいと3時間前に飲んだアルコールもあり眠気が襲ってきました。「慣れている道だし、会社に戻れば今日は休みだから頑張れ」と自分を励まし、頬をたたき、足をつねったり、眠気と戦い運転を続けていました。道路は上りで直線から少し右カーブ、そこで私の4トンダンプの左前タイヤが縁石に「ドーン」と当たり、元の道路にはじき戻されました。「ドーン」とともに目覚め、訳も分からずハンドルを回していたのですが、はじき戻されている途中に人の影のようなものが見え、左サイドミラーが「バリーン」と割れました。ほんの一瞬の出来事でした。

車は普通に道路に戻った時点で止まれば良かったのですが、30メートル位走った所で、後ろを振り返りましたが、人の姿も見えなかったので「大丈夫だ、でも、もしかしたら…」と恐くなり、その場を走り去ってしまいました。

その後、5分位走った所で赤信号で止まっている所に、後から走ってきた車の方に「あんた、さっきの交差点すごいことになってるよ」と聞かされました。

「まさか！ やっぱり」と思い急いでUターンして現場に恐る恐る戻りました。ほんの10分位しか経っていないのに、現場では既に警察の方がいて被害者の姿はありませんでした。現場を見た瞬間「やってしまった。俺がやってしまったんだ」と確信し、その場にいた警察官

に自首しました。

いろいろなことが頭に浮かび、自分の責任感の無さが思い知らされた瞬間でした。

そのまま逮捕され取り調べの最中、被害者の方はほぼ即死状態だったと聞かされ、私は体が震え自分が死んでお詫びしなければと思いました。

被害者の方は仕事に向かう途中で、押しボタンの横断歩道で青になるのを自転車にまたがり待っていたそうです。

3人の娘の母親で、やっとお子さんが大人になり手が離れ、娘さんたちの晴れ姿を楽しみにしていた人生を、私の自分勝手な行動ですべて奪い去ってしまったのです。

更に1年も経たずに、今度はお父様も亡くなられました。

これは私のせいで心労や寂しさが重なり、二次被害を与えてしまったと思いました。家族を失った人の心の傷は計り知れず、とても深く重いものだと思います。そして、被害者だけでなく、私の周りの人たちにも被害を与えてしまいました。

私自身が何かを失うことは当然のことですが、妻、両親、兄弟、会社の皆さまにも大変な迷惑を掛けてしまいました。中でも仕事上の事故ということで会社は罰金、1ヶ月間指名停止で仕事がもらえず、専務さんも中期免停になりました。そして、一番は会社の信用、信頼というお金では手に入れないものを失うのが大きかったと思います。後悔先に立たずとは本当です。私自身の気持の中に、違法精神が欠けていたからだったと思います。会社のダンプはしっかり保険に入っていますが、保険会社とご遺族との示談は賠償金の話は行っているようですが、いまだに未成立です。

私は懲役2年半の判決を受け、この受刑生活で責任のある行動、我慢、耐え忍ぶこと、相手の気持、ルールのおおきさなどを学びました。ここを一步外へ踏み出したその日から、本当の償いのスタートだと思います。今後、ご遺族に謝罪、お詫びに伺ったとき、どう対応されるか分かりませんが、二次被害を与えないよう、ご遺族の気持を考え自分が出来る精一杯の償いをしたいと思っています。あれこれしても償いきれないとは思いますが、誠意ある行動をしていき、私自身の気持を伝える努力をしていかなければと思います。

また、こんな私の代わりに謝罪をしてくれたり、辛い思いをしながら帰りを待っていてくれる妻をはじめ、皆さまに感謝の気持を忘れずに、少しずつでも恩返しをして生きていきたいと思っています。

緊急地震速報

が発令された時の 運転手としての措置等について

本年6月18日、通勤時間帯の午前7時58分、大阪市北部を中心とした、いわゆる「大阪北部地震」が発生し、大阪北部では最大震度6弱を記録し大きな被害がでました。

また、9月6日未明、北海道で最大震度7の地震が発生し、多くの死傷者・行方不明者を出しています。

報道等によりますと、「大阪北部地震」が発生しており、東南海地震の前触れではないかと取り沙汰され「南海トラフ」の大きな地震発生が危惧されているところであります。

このような背景もあって、我々ドライバーとしてこの機会に「緊急地震速報」のしくみと、道路交通法に定める「交通の方法に関する教則」に示されている、【緊急地震速報発令時の運転者の取るべき措置】について記述します。

下記(図)、気象庁は、P波を受信した時点で、テレビの受信機や携帯電話等に「緊急地震速報」を発信し、

「大きな地震に注意して下さい」

と注意喚起してくれています。「緊急地震速報」が発表されたとき、前記、教則によりますと、

「車を運転中に緊急地震速報が発表されたことを知ったときは、運転者は、周囲の状況に応じて、あわてることなく、非常点滅表示灯をつけるなどして、周囲の車に注意を促したあと、急ブレーキを避け、緩やかに速度を落としましょう」

と教示しています。

「交通の方法に関する教則」 第三節第3号では、大地震が発生した時の措置として、

- ア 急ハンドル、急ブレーキを避け道路の左側に停止させる。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により情報や交通情報聞き、その情報等に応じた行動をとる。
 - ウ 引き続き運転する時は、道路損壊、信号機作動状況、道路上の障害物などに注意すること。
 - エ 車を置いて避難するときは、空き地など出来るだけ道路外に移動しておくこと。
 - オ やむをえず路上に車を置いて避難するときは、
 - 道路左側に駐車し、避難や災害応急対策の妨害となる方法で駐車しない。
 - エンジン止め、キーは付けたままとし、窓を閉めドアロックしないこと。
- と注意喚起している。

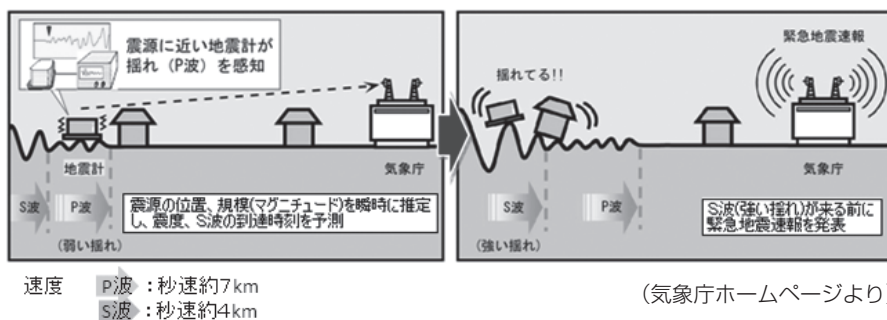
緊急地震速報のしくみ

地震が発生すると、震源からは揺れが波となって地面を伝わっていきます(地震波)。

地震波にはP波(Primary「最初の」の頭文字)とS波(Secondary「二番目の」の頭文字)があり、P波の方がS波より速く伝わる性質があります。

一方、強い揺れによる被害をもたらすのは主に後から伝わってくるS波です。

このため、地震波の伝わる速度の差を利用して、先に伝わるP波を検知した段階でS波が伝わってくる前に危険が迫っていることを知らせることが可能になります。



トラフィック クイズ Traffic Quiz

□の中へ○か×でお答え下さい。

- 問題1 車両等は、交差点またはその直近で、横断歩道のない場所で歩行者が道路を横断している時は、その歩行者の通行を妨げてはならない。 ☐
- 問題2 信号機により交通整理が行われている交差点に入ろうとする車両等は、その進行しようとする進路前方の状況により、そのまま進行した場合、交通が混雑し進行出来なくなり交差点内で停車することとなりそのため交差点道路の車両の通行妨害となるおそれがあるときは、当該交差点へ進入したとえ青信号でも交差点に入ってはならない。 ☐
- 問題3 車両等の運転手は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ない時はこの限りでない。 ☐
- 問題4 高速自動車国道等における自動車の交通方法等の特例であるが、本線車道に進入する場合、加速車線があるときは、その加速車線を通行して進入しなければならない。また、本線車道から出ようとする場合は、あらかじめその前から出口に接続する車両通行帯を通行しなければならない。本特例には、罰則はない。 ☐
- 問題5 災害対策基本法により、災害応急対策のために緊急の必要があるときは、一般通行車両の通行が禁止または制限される場合がある。 ☐

⇒ 答えと解説は、P4にあります。

会員様や購読者の方々から「夜間、落下物を跳ねてしまった」「高速道路の落下物は怖い」等の声が寄せられ、阪神高速道路株式会社 大阪管理局に資料の提供をお願いしました。

落下物を発見したら、「**道路緊急ダイヤル #9910**」まで。



阪神高速からの資料



阪神高速

落とすのは一瞬ですが、
後悔は一生残るかもしれません。

阪神高速での落下物は年間約25,000件。
落下物は後続車の事故や渋滞の原因になるだけでなく、
落とし主の責任であり、法律で罰せられます。
また、第三者に損害を与えた場合、賠償の責任が生じます。



落下物防止

高速道路での走行は想像以上に荷物に風圧や振動がかかります。
荷物はしっかり固定し、飛散防止のためにシートを被せてください。



安全走行

制限速度を守り、前の車との車間距離を十分に取ってください。
前方に注意して安全走行を心がけてください。



発見したら 通報！

車両の走行に支障となる落下物や道路の穴ぼこなどを発見した際は、道路緊急ダイヤル「**#9910**」に通報をお願いします。

第13回 無事故・無違反チャレンジコンテストのご案内

1 実施期間等

(1) 申込み期間

平成30年8月1日(水)から
平成30年9月28日(金)までの間

(2) コンテスト期間

平成30年10月1日(月)から
平成31年3月31日(日)までの間

2 申込み方法

所定の申込み用紙(※)に必要事項を記載のうえ、当協会へ申込んで下さい。

コンテストに必要な、運転記録証明書にかかる費用(630円×参加人数+別途振込手数料)につきましては、参加申込み時に安全協会で振込用紙(運転記録証明書申込用紙)をお渡しいたしますので、最寄りの郵便局から振込みをお願いします。

※ 交通安全協会に問い合わせして下さい。

トラフィック クイズ Traffic Quiz

答え

- 問題1 ○ 道路交通法第38条の2(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)同条には、問題と同じ条文で構成されています。
罰則 第119条第2号の2 三月以下の懲役又は五万円以下の罰金
反則金7,000円(普通車) 違反点 2点
- 問題2 ○ 道路交通法第50条1項(交差点への進入禁止)
罰則 第120条第1項第5号 五万円以下の罰金
反則金6,000円(普通車) 違反点 1点
- 問題3 ○ 道路交通法第54条第2項(警告音の乱用禁止)
罰則 第121条第1項第6号
罰則2万円以下の罰金又は科料
反則金 一律3,000円 違反点なし
- 問題4 × 道路交通法第75条の7 第1項 第2項
罰則第121条第1項第5号 二万円以下の罰金又は科料
反則金 4,000円(普通車) 違反点 1点
- 問題5 ○ 災害対策基本法第76条